

事務官等の等級別定数の管理運用に関する訓令を次のように定める。

昭和 42 年 6 月 1 日

防衛庁長官 増 田 甲子七

事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令

改 正

昭和 42 年 7 月 28 日防衛庁訓令第 16 号	平成 10 年 4 月 9 日防衛庁訓令第 19 号
昭和 43 年 4 月 17 日防衛庁訓令第 17 号	平成 11 年 4 月 1 日防衛庁訓令第 33 号
昭和 44 年 3 月 31 日防衛庁訓令第 9 号	平成 12 年 2 月 23 日防衛庁訓令第 7 号
昭和 44 年 5 月 16 日防衛庁訓令第 22 号	平成 12 年 3 月 16 日防衛庁訓令第 16 号
昭和 45 年 4 月 30 日防衛庁訓令第 17 号	平成 12 年 3 月 31 日防衛庁訓令第 47 号
昭和 46 年 4 月 1 日防衛庁訓令第 11 号	平成 12 年 4 月 27 日防衛庁訓令第 69 号
昭和 46 年 5 月 31 日防衛庁訓令第 28 号	平成 13 年 1 月 6 日防衛庁訓令第 2 号
昭和 47 年 5 月 23 日防衛庁訓令第 28 号	平成 13 年 3 月 30 日防衛庁訓令第 49 号
昭和 47 年 5 月 23 日防衛庁訓令第 29 号	平成 14 年 2 月 27 日防衛庁訓令第 2 号
昭和 48 年 4 月 12 日防衛庁訓令第 22 号	平成 14 年 3 月 29 日防衛庁訓令第 32 号
昭和 48 年 11 月 27 日防衛庁訓令第 60 号	平成 15 年 3 月 28 日防衛庁訓令第 38 号
昭和 49 年 4 月 11 日防衛庁訓令第 26 号	平成 16 年 4 月 1 日防衛庁訓令第 38 号
昭和 50 年 4 月 2 日防衛庁訓令第 22 号	平成 17 年 4 月 1 日防衛庁訓令第 50 号
昭和 51 年 5 月 10 日防衛庁訓令第 10 号	平成 17 年 7 月 29 日防衛庁訓令第 63 号
昭和 52 年 5 月 2 日防衛庁訓令第 20 号	平成 18 年 3 月 27 日防衛庁訓令第 12 号
昭和 53 年 4 月 5 日防衛庁訓令第 20 号	平成 18 年 4 月 1 日防衛庁訓令第 62 号
昭和 54 年 4 月 4 日防衛庁訓令第 16 号	平成 18 年 7 月 28 日防衛庁訓令第 83 号
昭和 55 年 4 月 5 日防衛庁訓令第 19 号	平成 19 年 1 月 5 日防衛庁訓令第 1 号
昭和 56 年 4 月 3 日防衛庁訓令第 17 号	平成 19 年 3 月 30 日防衛省訓令第 28 号
昭和 57 年 4 月 6 日防衛庁訓令第 8 号	平成 19 年 8 月 30 日防衛省訓令第 145 号
昭和 58 年 4 月 5 日防衛庁訓令第 14 号	平成 20 年 3 月 31 日防衛省訓令第 27 号
昭和 59 年 4 月 11 日防衛庁訓令第 24 号	平成 20 年 12 月 26 日防衛省訓令第 55 号
昭和 60 年 4 月 6 日防衛庁訓令第 18 号	平成 21 年 3 月 27 日防衛省訓令第 22 号
昭和 60 年 4 月 6 日防衛庁訓令第 19 号	平成 22 年 3 月 25 日防衛省訓令第 8 号
昭和 60 年 12 月 21 日防衛庁訓令第 42 号	平成 22 年 4 月 1 日防衛省訓令第 15 号
昭和 61 年 4 月 5 日防衛庁訓令第 21 号	平成 23 年 4 月 1 日防衛省訓令第 16 号
昭和 62 年 5 月 21 日防衛庁訓令第 25 号	平成 23 年 8 月 30 日防衛省訓令第 32 号
昭和 63 年 4 月 8 日防衛庁訓令第 28 号	平成 24 年 4 月 6 日防衛省訓令第 15 号
平成 元年 3 月 14 日防衛庁訓令第 8 号	平成 24 年 7 月 11 日防衛省訓令第 26 号
平成 元年 5 月 29 日防衛庁訓令第 46 号	平成 25 年 3 月 22 日防衛省訓令第 16 号
平成 2 年 6 月 8 日防衛庁訓令第 29 号	平成 25 年 5 月 16 日防衛省訓令第 37 号
平成 3 年 4 月 12 日防衛庁訓令第 25 号	平成 26 年 3 月 31 日防衛省訓令第 22 号
平成 4 年 4 月 10 日防衛庁訓令第 30 号	平成 26 年 7 月 24 日防衛省訓令第 40 号
平成 4 年 8 月 10 日防衛庁訓令第 53 号	平成 26 年 7 月 31 日防衛省訓令第 60 号
平成 5 年 4 月 1 日防衛庁訓令第 35 号	平成 27 年 4 月 10 日防衛省訓令第 20 号
平成 6 年 6 月 24 日防衛庁訓令第 34 号	平成 27 年 10 月 1 日防衛省訓令第 39 号
平成 7 年 3 月 27 日防衛庁訓令第 10 号	平成 28 年 1 月 29 日防衛省訓令第 3 号
平成 8 年 5 月 11 日防衛庁訓令第 29 号	平成 28 年 3 月 31 日防衛省訓令第 34 号
平成 8 年 9 月 25 日防衛庁訓令第 47 号	平成 28 年 9 月 7 日防衛省訓令第 54 号
平成 8 年 9 月 25 日防衛庁訓令第 48 号	平成 29 年 3 月 31 日防衛省訓令第 28 号
平成 9 年 1 月 17 日防衛庁訓令第 1 号	平成 30 年 3 月 26 日防衛省訓令第 15 号
平成 9 年 4 月 1 日防衛庁訓令第 16 号	平成 30 年 3 月 30 日防衛省訓令第 26 号

改正（続き）

平成31年 3月29日防衛省訓令第18号
令和 2年 3月30日防衛省訓令第19号
令和 2年 6月29日防衛省訓令第37号
令和 3年 3月31日防衛省訓令第18号
令和 3年 7月 1日防衛省訓令第45号
令和 3年 8月26日防衛省訓令第51号
令和 4年 3月31日防衛省訓令第43号
令和 5年 3月29日防衛省訓令第17号
令和 6年 3月29日防衛省訓令第50号

令和 6年 6月27日防衛省訓令第266号

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第4条の2第2項に規定する事務官等（以下「事務官等」という。）の職務の級ごとの定数（以下「級別定数」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（級別定数）

第2条 事務官等のうち、常勤の職員の級別定数は別表第1から別表第24までに、定年前再任用短時間勤務職員の級別定数は別表第25から別表第45までに、それぞれ定めるとおりとする。

（級別定数の管理）

第3条 級別定数は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める者（以下「定数管理者」という。）が管理する。

- (1) 防衛省本省の内部部局、防衛人事審議会及び地方防衛局に係る級別定数並びに次号から第10号までに掲げる級別定数のうち別表第46に掲げる各俸給表の職務の級及びそれより上位の職務の級（次条第2項において「4級以上」という。）に属するもの 防衛大臣
- (2) 防衛大学校に係る級別定数（防衛大臣を定数管理者とするものを除く。次号から第10号までにおいて同じ。） 防衛大学校長
- (3) 防衛医科大学校に係る級別定数 防衛医科大学校長
- (4) 防衛研究所に係る級別定数 防衛研究所長
- (5) 統合幕僚監部に係る級別定数 統合幕僚長
- (6) 陸上自衛隊に係る級別定数 陸上幕僚長
- (7) 海上自衛隊に係る級別定数 海上幕僚長
- (8) 航空自衛隊に係る級別定数 航空幕僚長
- (9) 情報本部に係る級別定数 情報本部長
- (10) 防衛監察本部に係る級別定数 防衛監察監
- (11) 防衛装備庁に係る級別定数 防衛装備庁長官

（級別定数の流用）

第4条 級別定数は、次に掲げる場合のほか、流用してはならない。

- (1) 別表第1から別表第24までの定数管理者が管理する各別表内又は別表間において、1の職名における上位の職務の級について定める級別定数に欠員がある場合で、その欠員数の範囲内で、その定数をその職名における下位の職務の級の定数に流用するとき。
- (2) 別表第47甲欄又は別表第48甲欄に掲げるそれぞれの職名に対応する職務の級に欠員がある場合で、その欠員数の範囲内で、その定数を乙欄に掲げる職名に対応する職務の定数に流用するとき。

2 流用の決定は、定数管理者が行う。ただし、防衛大臣以外の定数管理者が行う防衛本省における4級以上の級別定数の流用及び別表第48の異なる俸給表間における級別定数の流用については、あらかじめ、別記様式第1により、防衛大臣に承認を申請し、その承認を受けなければならない。

(暫定的な級別定数)

第5条 事務官等が一時的に暫定の官職を占める場合又は1の官職若しくはこれと同等以上と認められる2以上の官職を長期間占めた場合で、特にその者の職務の特殊性又はその者の知識経験を考慮し、別表第1から別表第24までの各別表ごとの級別定数の範囲を超えてその者の職務の級を決定することがやむを得ないと認められるときは、暫定的な級別定数を防衛大臣が定める。

2 防衛大臣以外の定数管理者は、暫定的な級別定数の設定を必要と認める場合には、別記様式第2により防衛大臣に上申することができる。

(級別定数管理簿)

第6条 定数管理者は、級別定数の管理運用の適正を期するため、別表第1から別表第45までの各別表ごとに、別記様式第3による級別定数管理簿を作成し、整理しなければならない。

(委任規定)

第7条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、定数管理者が定めることができる。

附 則

- 1 この訓令は、昭和42年6月1日から施行する。
- 2 事務官等の級別定数に関する内訓(昭和40年防衛庁内訓第4号)は廃止する。

附 則(令和6年6月27日防衛省訓令第266号)

(施行期日)

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

別表第3 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 防衛大学校

部 局 防衛大学校			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	部 長	1		1									
	課 長	7		1	2	4							
	課 長 補 佐	21					15	6					
	係 長	58							27	31			
	主 任	22								17	5		
	専 門 職	20				5	1	6	7	1			
	一 般 職 員	41									36	5	
計	170		2	2	9	16	12	34	49	41	5		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	24						1	16	7			
	計	24						1	16	7			
教 育 職 俸 給 表 (一)	教 授	153						1	152				
	准 教 授	120								103	17		
	助 教	1										1	
	計	274						1	152	103	17	1	
医 療 職 俸 給 表 (一)	医 師	3								2	1		
	計	3								2	1		
医 療 職 俸 給 表 (二)	薬 剤 師	1						1					
	栄 養 士	2						1			1		
	医 療 技 術 員	4							1	2	1		
	計	7						2	1	2	2		
医 療 職 俸 給 表 (三)	看 護 師 長	2							1	1			
	看 護 師	4									4		
	計	6							1	1	4		

備考

- 1 行政職俸給表 (一) の「課長」には、総合情報図書館事務長を含む。
- 2 行政職俸給表 (一) の「課長補佐」には、事務長補佐、室長補佐及び班長を含む。
- 3 行政職俸給表 (一) の「専門職」には、室長を含む。
- 4 教育職俸給表 (一) の「教授」には、教務部長、研究科長、入試統括官、センター長、室長、部門長、グループ長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長、学術情報官、学群長、学科長及び部門員を含む。
- 5 教育職俸給表 (一) の「准教授」には、調査官、調整官、講師、室員、部門員及びグループ員を含む。
- 6 医療職俸給表 (一) の「医師」には、室長を含む。
- 7 医療職俸給表 (三) の「看護師」には、保健師を含む。

別表第4（第2条、第4条、第5条、第6条関係）

組織 防衛医科大学校

部 局 防衛医科大学校			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行政職 俸給表（一）	部 長	3		2	1								
	課 長	9		1	2	6							
	課長補佐	16					16						
	係 長	52							34	18			
	主 任	18								12	6		
	専門職	31				4	1	10	5	11			
	一般職員	4										4	
計	133		3	3	10	17	10	39	41	6	4		
行政職 俸給表（二）	技能労務職員	9							5	4			
	計	9							5	4			
教育職 俸給表（一）	教 授	55							55				
	准教授	134								51	83		
	助 教	98										98	
	計	287							55	51	83	98	
医療職 俸給表（二）	薬剤部長	1				1							
	薬剤師	20					1	2	6	8	3		
	栄養士	4						1	1	2			
	医療技術員	76					2	4	13	18	39		
	計	101				1	3	7	20	28	42		
医療職 俸給表（三）	総看護師長	1					1						
	副総看護師長	4						4					
	看護師長	64							22	42			
	看護師	386									386		
	計	455					1	4	22	42	386		

備考

- 行政職俸給表（一）の「課長」には、医学教育研修センター事務長を含む。
- 行政職俸給表（一）の「課長補佐」には、室長補佐、事務長補佐及び防衛医学研究センター事務長を含む。
- 行政職俸給表（一）の「専門職」には、主任会計監査官、病院企画調整官及び室長を含む。
- 教育職俸給表（一）の「教授」には、部長、医学教育研修センター長、医学教育開発官、図書館長、看護学科長、副院長及び防衛医学研究センター長を含む。
- 教育職俸給表（一）の「准教授」には、副部長及び講師を含む。
- 医療職俸給表（二）の「薬剤師」には、薬剤部副部長を含む。
- 医療職俸給表（二）の「医療技術員」には、技師長及び副技師長を含む。
- 医療職俸給表（三）の「総看護師長」は看護部長、「副総看護師長」は地域医療連携室副室長及び看護部副部長を示す。
- 医療職俸給表（三）の「看護師長」には、副看護師長を含む。
- 医療職俸給表（三）の「看護師」には、保健師を含む。

別表第5（第2条、第4条、第5条、第6条関係）

組織 防衛研究所

部 局 防衛研究所			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	部 長	1		1									
	課 長	3			2	1							
	課 長 補 佐	7					7						
	係 長	14							13	1			
	主 任	3								2	1		
	専 門 職	10				2	2	1	3	2			
	一 般 職 員	1										1	
計	39		1	2	3	9	1	16	5	1	1		
研 究 職 俸 給 表	部長等研究員	52					1	17	20	14			
	研 究 員	9									9		
	研 究 補 助 員	1										1	
	計	62					1	17	20	14	9	1	

備考

- 1 行政職俸給表（一）の「課長補佐」には、班長を含む。
- 2 研究職俸給表の「部長等研究員」には、研究幹事、研究官、室長、戦史研究センター長及び調整官を含む。

別表第6（第2条、第4条、第5条、第6条関係）

組織 統合幕僚監部

部 局 統合幕僚監部			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	課 長	1			1								
	課 長 補 佐	8					6	2					
	係 長	14							6	8			
	主 任	17								16	1		
	専 門 職	89		1	3	3	2	13	13	54			
	一 般 職 員	1										1	
計	130		1	4	3	8	15	19	78	1	1		
研 究 職 俸 給 表	部長等研究員	11						2	1	8			
	研 究 員	1									1		
	計	12						2	1	8	1		

備考

- 1 行政職俸給表（一）の「課長補佐」は、班長及びグループ長を示す。
- 2 行政職俸給表（一）の「専門職」には、会計室長を含む。
- 3 研究職俸給表の「部長等研究員」には、サイバー技術管理専門官を含む。

別表第7（第2条、第4条、第5条、第6条関係）

組織 統合幕僚監部

部 局 直轄部隊			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	13									13		
	専 門 職	58						2	13	43			
	計	71						2	13	43	13		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	1							1				
	計	1							1				
研 究 職 俸 給 表	部長等研究員	3								3			
	研 究 員	3									3		
	計	6								3	3		

別表第8（第2条、第4条、第5条、第6条関係）

組織 陸上自衛隊

部局	職名	陸上幕僚監部	職務の級										
			10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
行政職 俸給表（一）	室長	2			1	1							
	班長	2				2							
	係長	8								8			
	主任	24									17	7	
	専門職	208						39	38	52	79		
	一般職員	13										11	2
計	257			1	3	39	38	60	96	18	2		
研究職 俸給表	部長等研究員	1							1				
	研究員	2									1	1	
	計	3							1		1	1	
医療職 俸給表（二）	栄養士	1									1		
	計	1									1		

別表第9（第2条、第4条、第5条、第6条関係）

組織 陸上自衛隊

部局	職名	地方機関	職務の級										
			10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
自衛隊教官 俸給表	教官	76										1	75
	計	76										1	75
行政職 俸給表（一）	本部長	3			3								
	副本部長	47			9	18	20						
	部長	3		1	1	1							
	副部長	1				1							
	センター長	1				1							
	課長	159				4	115	40					
	科長	213					84	72	57				
	室長	6				6							
	工場長	11					11						
	班長	546					9	196	219	122			
	係長	786								116	670		
	主任	918									292	626	
	専門職	1,191			4	2	21	150	368	646			
一般職員	186										104	82	
計	4,071		1	17	33	260	458	760	1730	730	82		
行政職 俸給表（二）	技能労務職員	2,394							58	707	1330	276	23
	計	2,394							58	707	1330	276	23
研究職 俸給表	部長等研究員	1							1				
	研究員	27								5	11	11	
	計	28							1	5	11	11	
医療職 俸給表（一）	医師	1									1		
	計	1									1		
医療職 俸給表（二）	薬剤師	24							6	5	5	8	
	栄養士	153							6	33	55	59	
	医療技術員	196							3	9	88	86	10
計	373							15	47	148	153	10	
医療職 俸給表（三）	看護師長	35								9	26		
	看護師	36										36	
	計	71								9	26	36	

備考

- 1 自衛隊教官俸給表の「教官」には、副校長及び主任教諭を含む。
- 2 行政職俸給表（一）の「係長」には、地方協力本部出張所副所長を含む。

別表第10 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 海上自衛隊

部 局 海上幕僚監部			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	室 長	1			1								
	班 長	6				6							
	係 長	5							5				
	主 任	20								13	7		
	専 門 職	223				3	30	30	40	120			
	一 般 職 員	15									15		
	計	270			1	9	30	30	45	133	22		
研 究 職 俸 給 表	部長等研究員	4						4					
	研 究 員	17							4	3	10		
	計	21						4	4	3	10		

別表第11 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 海上自衛隊

部 局 地方機関			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
自 衛 隊 教 官 俸 給 表	教 官	1										1	
	計	1										1	
行 政 職 俸 給 表 (一)	部 長	12			4	8							
	セ ン タ ー 長	2				1	1						
	課 長	41				2	39						
	科 長	88					44	44					
	室 長	9					9						
	班 長	91					1	28	39	23			
	係 長	486							169	317			
	主 任	507									177	330	
	専 門 職	441			2	1	15	80	62	281			
一 般 職 員	233									144	89		
	計	1,910			6	12	109	152	270	798	474	89	
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	348						18	204	119	7		
	計	348						18	204	119	7		
研 究 職 俸 給 表	部長等研究員	2						2					
	研 究 員	50							3	15	32		
	計	52						2	3	15	32		
医 療 職 俸 給 表 (一)	医 師	3										3	
	計	3										3	
医 療 職 俸 給 表 (二)	薬 剤 師	10							1	3	6		
	栄 養 士	42							12	12	18		
	医 療 技 術 員	70							1	17	51	1	
	計	122							14	32	75	1	
医 療 職 俸 給 表 (三)	総看護師長	5						5					
	看 護 師 長	28							11	17			
	看 護 師	114									114		
	計	147						5	11	17	114		

備考 医療職俸給表(三)の「総看護師長」は、看護課長を示す。

別表第12 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 航空自衛隊

部 局 航空幕僚監部			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	室 長	1			1								
	班 長	6				5	1						
	係 長	5							5				
	主 任	27								14	13		
	専 門 職	191				2	35	34	46	74			
	一 般 職 員	5									3	2	
	計	235			1	7	36	34	51	88	16	2	
研 究 職 俸 給 表	部長等研究員	4						4					
	研 究 員	15							3	4	8		
	計	19						4	3	4	8		

別表第13 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 航空自衛隊

部 局 地方機関			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
自 衛 隊 教 官 俸 給 表	教 官	3										3	
	計	3										3	
行 政 職 俸 給 表 (一)	部 長	2			2								
	課 長	34				5	29						
	科 長	7					7						
	室 長	10				3	7						
	班 長	244					4	100	107	33			
	係 長	315							16	299			
	主 任	538								224	314		
	専 門 職	367			2	1	25	70	76	193			
	一 般 職 員	201									129	72	
	計	1,718			4	9	72	170	199	749	443	72	
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	497						18	188	287	4		
	計	497						18	188	287	4		
研 究 職 俸 給 表	部長等研究員	9						9					
	研 究 員	83							9	25	49		
	計	92						9	9	25	49		
医 療 職 俸 給 表 (二)	栄 養 士	44							9	15	20		
	医 療 技 術 員	64								31	29	4	
	計	108							9	46	49	4	
医 療 職 俸 給 表 (三)	総看護師長	3						3					
	看 護 師 長	32							11	21			
	看 護 師	130									129	1	
	計	165						3	11	21	129	1	

備考 医療職俸給表(三)の「総看護師長」は、看護課長を示す。

別表第14 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 情報本部

部 局 情 報 本 部			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	部 長	2		2									
	副 部 長	2			2								
	課 長	17		2	7	8							
	班 長	23				1	22						
	係 長	6							3	3			
	主 任	29								8	21		
	専 門 職	399		1		4	28	45	86	235			
	一 般 職 員	153									129	24	
計	631		5	9	13	50	45	89	246	150	24		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	19						1	2	12	4		
	計	19						1	2	12	4		
研 究 職 俸 給 表	部長等研究員	25						3	9	13			
	研 究 員	39								3	36		
	研 究 補 助 員	1										1	
計	65						3	9	16	36	1		

備考

- 1 行政職俸給表(一)の「課長」には、情報官を含む。
- 2 行政職俸給表(一)の「専門職」には、情報保全官及び室長を含む。
- 3 研究職俸給表の「部長等研究員」には、副部長、課長、室長及び情報専門官を含む。

別表第15 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 防衛監察本部

部 局 防 衛 監 察 本 部			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	課 長	2	1	1									
	課 長 補 佐	2					2						
	係 長	5							4	1			
	主 任	2									2		
	専 門 職	23			1	2	2	7	1	10			
	一 般 職 員	1										1	
計	35	1	1	1	2	4	7	5	11	2	1		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	1							1				
	計	1							1				

備考

- 1 行政職俸給表(一)の「課長」には、統括監察官を含む。
- 2 行政職俸給表(一)の「課長補佐」には、企画室室長補佐を含む。
- 3 行政職俸給表(一)の「専門職」には、企画室長及び班長を含む。

別表第16 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 北海道防衛局			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	次 長	1		1									
	部 長	4		2	2								
	部 次 長	2				2							
	課 長、室長	14				3	11						
	課 長 補 佐	29						24	5				
	係 長	60							28	32			
	主 任	11								2	9		
	専 門 職	27				1	6	3	8	9			
	支 局 長	1			1								
	支 局 次 長	1					1						
	支 局 課 長	4					4						
	支 局 課 長 補 佐	5						4	1				
	支 局 係 長	13							5	8			
	支 局 専 門 職	3						1	2				
	事務所長、出張所長	1				1							
事務所次長	1						1						
事務所係長、出張所係長	2							2					
一 般 職 員	13											13	
計	192		3	3	7	22	33	51	51	9	13		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	2							2				
	計	2							2				

別表第17 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 東北防衛局			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	部 長	3		2	1								
	部 次 長	2			1	1							
	課 長、室長	15				3	12						
	課 長 補 佐	38						30	8				
	係 長	78							29	49			
	主 任	12								1	11		
	専 門 職	27				1	6	3	13	4			
	事務所長、出張所長	1				1							
	事務所次長	1					1						
	事務所課長	2						2					
	事務所係長、出張所係長	6							2	4			
	事務所専門職	8					1	2	3	2			
	一 般 職 員	17									9	8	
計	210		2	2	6	20	37	55	60	20	8		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	1							1				
	計	1							1				

別表第18 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 北関東防衛局			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	次 長	1		1									
	部 長	5		4	1								
	部 次 長	2			2								
	課 長、室 長	18				4	14						
	課 長 補 佐	59					2	49	8				
	係 長	130							63	67			
	主 任	14								5	9		
	専 門 職	82				1	14	14	17	36			
	事務所長、出張所長	6				3	2	1					
	事務所次長	2					2						
	事務所課長	2						2					
	事務所係長、出張所係長	16							9	7			
	事務所専門職	11					1	5	3	2			
一 般 職 員	32									24	8		
計		380		5	3	8	35	71	100	117	33	8	
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	2							2				
	計		2						2				

別表第19 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 南関東防衛局			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	次 長	1		1									
	部 長	4		3	1								
	部 次 長	4			2	2							
	労務管理官	1				1							
	課 長、室 長	19				5	14						
	課 長 補 佐	66					1	43	22				
	係 長	120							42	78			
	主 任	17								4	13		
	専 門 職	71				1	16	14	20	20			
	事務所長、出張所長	5				2	3						
	事務所次長	4					1	3					
	事務所課長	4						4					
	事務所係長、出張所係長	15							7	8			
事務所専門職	10						2	8					
一 般 職 員	29									22	7		
計		370		4	3	11	35	66	99	110	35	7	
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	3							3				
	計		3						3				

別表第20 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 近畿中部防衛局			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	次 長	1		1									
	部 長	3		2	1								
	部 次 長	3			1	2							
	課 長、室長	14				2	12						
	課 長 補 佐	35					2	23	10				
	係 長	57							22	35			
	主 任	13								1	12		
	専 門 職	42				1	9	5	17	10			
	支 局 長	1		1									
	支 局 次 長	1				1							
	支 局 課 長	6				1	5						
	支局課長補佐	15					1	9	5				
	支 局 係 長	19							10	9			
	支 局 専 門 職	22				1	3	4	6	8			
	事務所長、出張所長	2					2						
	事務所次長	3				1		1	1				
	事務所係長、出張所係長	6							1	5			
事務所専門職	4					1	1		2				
一 般 職 員	18									5	13		
計		265		4	2	9	35	43	72	70	17	13	
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	1							1				
	計		1						1				

別表第21 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 中国四国防衛局			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	部 長	3		3									
	部 次 長	3			1	2							
	課 長、室長	15				4	11						
	課 長 補 佐	33						19	14				
	係 長	84							24	60			
	主 任	16								3	13		
	専 門 職	38				1	6	9	11	11			
	事務所長、出張所長	4				1	3						
	事務所次長	4						1	3				
	事務所課長	2						2					
	事務所係長、出張所係長	7							2	5			
	事務所専門職	4					1	2		1			
	一 般 職 員	19									10	9	
計		232		3	1	8	21	33	54	80	23	9	

別表第22 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 九州防衛局			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	次 長	1		1									
	部 長	4		4									
	部 次 長	5			2	3							
	課 長、室長	15				4	11						
	課 長 補 佐	42						30	12				
	係 長	92							35	57			
	主 任	25									25		
	専 門 職	40				1	6	8	6	19			
	支 局 長	2		2									
	支 局 課 長	7				1	6						
	支 局 課 長 補 佐	17							8	9			
	支 局 係 長	35								6	29		
	支 局 専 門 職	33				2	2	2	1	26			
	事務所長、出張所長	4				1	3						
	事務所次長	3							2	1			
	事務所課長	2							2				
	事務所係長、出張所係長	10								1	9		
事務所専門職	3						1	1	1				
一 般 職 員	34										14	20	
計		374		7	2	12	29	53	72	140	39	20	
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	2								1	1		
	計	2								1	1		

別表第23 (第2条、第4条、第5条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 沖縄防衛局			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表 (一)	次 長	2	1	1									
	部 長	4		4									
	部 次 長	8			3	5							
	労 務 管 理 官	1				1							
	課 長、室長	24				5	19						
	課 長 補 佐	91					1	45	45				
	係 長	182							7	175			
	主 任	42									42		
	専 門 職	79				1	8	7	19	44			
	事務所長、出張所長	3			1				2				
	事務所次長	1						1					
	事務所課長	2							2				
	事務所課長補佐	6								6			
	事務所係長、出張所係長	28									28		
	事務所専門職	7						1		2	4		
	一 般 職 員	87										61	26
	計		567	1	5	4	12	30	56	79	251	103	26

別表第24（第2条、第4条、第5条、第6条関係）

組織 防衛装備庁

部 局 防 衛 装 備 庁			職 務 の 級										
俸 給 表	職 名	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
行 政 職 俸 給 表（一）	部 長	1			1								
	課 長	29	2	18	7	2							
	課 長 補 佐	216				5	123	88					
	副 場 長	3					3						
	係 長	117							51	66			
	主 任	77								34	43		
	専 門 職	444			20	35	9	62	86	232			
一 般 職 員	82									51	31		
計	969	2	18	28	42	135	150	137	332	94	31		
行 政 職 俸 給 表（二）	技能労務職員	41						1	14	25	1		
	計	41						1	14	25	1		
研 究 職 俸 給 表	部長等研究員	479					1	156	93	229			
	研 究 員	144									144		
	研 究 補 助 員	7										7	
計	630						1	156	93	229	144	7	
専 門 ｽﾀｯﾌﾟ 職 俸 給 表	専 門 職	2								2			
	計	2								2			

備考

- 行政職俸給表（一）の「課長」には、参事官、総務官、人事官、会計官、監察監査・評価官、事業計画官、事業監理官、技術計画官、技術振興官、原価管理官、調達官、ユニット長及びプログラム管理官を含む。
- 行政職俸給表（一）の「課長補佐」には、班長を含む。
- 行政職俸給表（一）の「係長」には、班長を含む。
- 行政職俸給表（一）の「専門職」には、室長及びセンター長を含む。
- 研究職俸給表の「部長等研究員」には、装備開発官、革新技術戦略官、研究統括官、試験場長、研究企画官、ユニット長、分析官、室長、支所長、サテライト長、班長、調整官、管理官、補佐官、研究官、副室長、設計官、企画官、調査官及び専門官を含む。
- 研究職俸給表の「研究員」には、専門官を含む。

別表第25 (第2条、第6条関係)

組織 防衛省本省の内部部局

部局 俸給表	内部部局			職務の級									
	職名	勤務時間	総数	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職 俸給表(一)	専門職	31時間	(5) 5							(5) 5			
	計		(5) 5							(5) 5			
行政職 俸給表(二)	技能労務職員	31時間	(2) 2								(2) 2		
	計		(2) 2								(2) 2		
専門スタッフ職 俸給表	専門職	31時間	(4) 4								(4) 4		
	計		(4) 4								(4) 4		

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第26 (第2条、第6条関係)

組織 防衛大学校

部局 俸給表	防衛大学校			職務の級									
	職名	勤務時間	総数	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職 俸給表(一)	主任	31時間	(13) 14								(13) 14		
	専門職	31時間	(3) 4						(1) 1	(2) 3			
	計		(16) 18						(1) 1	(2) 3	(13) 14		
行政職 俸給表(二)	技能労務職員	31時間	(4) 4								(4) 4		
	計		(4) 4								(4) 4		
医療職 俸給表(二)	薬剤師	31時間	1								1		
	計		1								1		

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第27 (第2条、第6条関係)

組織 防衛医科大学校

部局 俸給表	防衛医科大学校			職務の級									
	職名	勤務時間	総数	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職 俸給表(一)	主任	31時間	(4) 4								(4) 4		
	専門職	31時間	(5) 5							(5) 5			
	計		(9) 9							(5) 5	(4) 4		
行政職 俸給表(二)	技能労務職員	31時間	(4) 4								(4) 4		
	計		(4) 4								(4) 4		
教育職 俸給表(一)	助教	31時間	(2) 2										(2) 2
	計		(2) 2										(2) 2
医療職 俸給表(二)	薬剤師	31時間	(2) 2							(2) 2			
	医療技術員	31時間	(5) 5							(3) 3	(2) 2		
	計		(7) 7							(5) 5	(2) 2		
医療職 俸給表(三)	看護師長	31時間	(9) 9							(7) 7	(2) 2		
	看護師	31時間	(3) 4									(3) 4	
	計		(12) 13							(7) 7	(2) 2	(3) 4	

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第28 (第2条、第6条関係)

組織 防衛研究所

部 局 防衛研究所				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(13) 13								(11) 11	(2) 2	
	専 門 職	31時間	(4) 4							(4) 4			
	計		(17) 17							(4) 4	(11) 11	(2) 2	
研 究 職 俸 給 表	部 長 等 研 究 員	31時間	(7) 7								(7) 7		
	計		(7) 7								(7) 7		

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第29 (第2条、第6条関係)

組織 統合幕僚監部

部 局 統合幕僚監部				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(2) 2								(2) 2		
	計		(2) 2								(2) 2		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技 能 労 務 職 員	31時間	(1) 1								(1) 1		
	計		(1) 1								(1) 1		

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第30 (第2条、第6条関係)

組織 陸上自衛隊

部 局 陸上幕僚監部				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	専 門 職	31時間	(3) 3								(3) 3		
	計		(3) 3								(3) 3		

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第31 (第2条、第6条関係)

組織 陸上自衛隊

部 局 地方機関				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(345) 387								(345) 387		
	計		(345) 387								(345) 387		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技 能 労 務 職 員	31時間	(312) 325								(312) 325		
	計		(312) 325								(312) 325		
医 療 職 俸 給 表 (二)	栄 養 士	31時間	(7) 7								(7) 7		
	医 療 技 術 員	31時間	(5) 6								(5) 5		1
	計		(12) 13								(12) 12		1
医 療 職 俸 給 表 (三)	看 護 師	31時間	1									1	
	計		1									1	

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第32 (第2条、第6条関係)

組織 海上自衛隊

部 局	地方機関			職 務 の 級									
	職 名	勤務時間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(78) 90								(78) 90		
	計		(78) 90								(78) 90		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	31時間	(73) 79								(73) 79		
	計		(73) 79								(73) 79		

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第33 (第2条、第6条関係)

組織 航空自衛隊

部 局	航空幕僚監部			職 務 の 級									
	職 名	勤務時間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(7) 7								(6) 6	(1) 1	
	専 門 職	31時間	(4) 4							(2) 2	(2) 2		
	一 般 職 員	31時間	(2) 2									(2) 2	
	計		(13) 13							(2) 2	(8) 8	(3) 3	

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第34 (第2条、第6条関係)

組織 航空自衛隊

部 局	地方機関			職 務 の 級									
	職 名	勤務時間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	係 長	31時間	(1) 1								(1) 1		
	主 任	31時間	(55) 63								(40) 46	(15) 17	
	専 門 職	31時間	(56) 62							(5) 5	(51) 57		
	一 般 職 員	31時間	(23) 25									(23) 25	
	計		(135) 151							(5) 5	(92) 104	(38) 42	
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	31時間	(69) 78								(29) 29	(40) 49	
	計		(69) 78								(29) 29	(40) 49	
医 療 職 俸 給 表 (二)	栄 養 士	31時間	(4) 5									(1) 1	(3) 4
	医 療 技 術 員	31時間	(1) 1										(1) 1
	計		(5) 6									(1) 1	(4) 5
医 療 職 俸 給 表 (三)	看 護 師	31時間	(11) 13								(1) 1	(10) 12	
	計		(11) 13								(1) 1	(10) 12	

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第35 (第2条、第6条関係)

組織 情報本部

部 局 情報本部				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(2) 4								(2) 3		1
	専 門 職	31時間	(16) 19							(3) 3	(13) 16		
	計		(18) 23							(3) 3	(15) 19		1
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	31時間	(2) 3								(2) 3		
	計		(2) 3								(2) 3		
研 究 職 俸 給 表	研 究 員	31時間	(1) 1										(1) 1
	計		(1) 1										(1) 1

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第36 (第2条、第6条関係)

組織 防衛監察本部

部 局 防衛監察本部				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	専 門 職	31時間	(8) 8						(2) 2	(6) 6			
	計		(8) 8						(2) 2	(6) 6			

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第37 (第2条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 北海道防衛局				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(1) 1										(1) 1
	専 門 職	31時間	(13) 13						(2) 2	(7) 7	(4) 4		
	計		(14) 14						(2) 2	(7) 7	(4) 4	(1) 1	
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	31時間	(1) 1										(1) 1
	計		(1) 1										(1) 1

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第38 (第2条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 東北防衛局				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	専 門 職	31時間	(12) 12							(2) 2	(10) 10		
	事務所専門職、 出張所専門職	31時間	(4) 4								(4) 4		
	計		(16) 16							(2) 2	(14) 14		

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第39 (第2条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局		北関東防衛局		職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(11) 11									(11) 11	
		専 門 職	31時間	(18) 19						(5) 5	(6) 7	(7) 7	
	事務所専門職、 出張所専門職	31時間	(7) 7						(2) 2	(2) 2	(3) 3		
	一 般 職 員	31時間	(3) 3										(3) 3
	計		(39) 40						(7) 7	(8) 9	(10) 10	(11) 11	(3) 3

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第40 (第2条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局		南関東防衛局		職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(1) 1									(1) 1	
		23.25時間	(1) 1									(1) 1	
	専 門 職	31時間	(18) 19						(4) 4	(7) 7	(7) 8		
	事務所専門職、 出張所専門職	31時間	(7) 7						(1) 1	(3) 3	(3) 3		
		23.25時間	(2) 2							(1) 1	(1) 1		
	計		(29) 30						(5) 5	(11) 11	(11) 12	(2) 2	

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第41 (第2条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局		近畿中部防衛局		職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(2) 2									(2) 2	
		専 門 職	31時間	(18) 20						(3) 3	(9) 11	(6) 6	
	支 局 専 門 職	31時間	(11) 13						(2) 2	(6) 7	(3) 4		
	事務所専門職、 出張所専門職	31時間	(1) 1								(1) 1		
	一 般 職 員	31時間	(1) 1									(1) 1	
	計		(33) 37						(5) 5	(15) 18	(10) 11	(3) 3	

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第42 (第2条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局		中国四国防衛局		職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	1									1	
		専 門 職	31時間	(3) 3							(3) 3		
	事務所専門職、 出張所専門職	31時間	(2) 2							(2) 2			
	計		(5) 6							(5) 5		1	

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第43 (第2条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 九州防衛局				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(1) 2										(1) 2
	専 門 職	31時間	(13) 13						(1) 1	(8) 8	(4) 4		
	事務所専門職、 出張所専門職	31時間	(4) 5						(1) 1	(1) 2	(2) 2		
	計		(18) 20						(2) 2	(9) 10	(6) 6	(1) 2	
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	31時間	(1) 1										(1) 1
	計		(1) 1										(1) 1

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第44 (第2条、第6条関係)

組織 地方防衛局

部 局 沖縄防衛局				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(3) 3										(3) 3
	専 門 職	31時間	(18) 18						(2) 2	(3) 3	(13) 13		
	事務所専門職、 出張所専門職	31時間	(2) 2								(2) 2		
	計		(23) 23						(2) 2	(3) 3	(15) 15	(3) 3	

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第45 (第2条、第6条関係)

組織 防衛装備庁

部 局 防衛装備庁				職 務 の 級									
俸 給 表	職 名	勤 務 時 間	総 数	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職 俸 給 表 (一)	主 任	31時間	(1) 1								(1) 1		
	専 門 職	31時間	(38) 40						(19) 20	(19) 20			
	計		(39) 41						(19) 20	(19) 20	(1) 1		
行 政 職 俸 給 表 (二)	技能労務職員	31時間	(3) 3										(3) 3
	計		(3) 3										(3) 3
研 究 職 俸 給 表	研 究 員	31時間	(39) 43								(35) 39	(4) 4	
	計		(39) 43								(35) 39	(4) 4	
専 門 ス タ ッ プ 職 俸 給 表	専 門 職	31時間	(2) 8								(1) 4	(1) 4	
	計		(2) 8								(1) 4	(1) 4	

備考 この表における定数のうち、暫定再任用短時間勤務職員は内数であり()で示す。

別表第46 (第3条関係)

行政職 俸給表 (一)	自衛隊 教官 俸給表	行政職 俸給表 (二)	教育職 俸給表 (一)	研究職 俸給表	医療職 俸給表 (一)	医療職 俸給表 (二)	医療職 俸給表 (三)
4級	1級		3級	3級	2級	5級	5級

備考 行政職俸給表(一) 4級に対応する自衛隊教官俸給表1級は、任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)別表において行政職俸給表(一) 4級に対応するものとする。

同一俸給表間の流用

俸給表の名称	甲		乙	
	職名	職務の級	職名	職務の級
行政職俸給表(一)	一般職員以外の職名	各級	一般職員	2級以下
教育職俸給表(一)	教授	4級	准教授	3級
			講師	2級
			助教	1級
	准教授	3級	講師	2級
			助教	1級
講師	2級	助教	1級	
研究職俸給表	部長等研究員	各級	研究員	2級
			研究補助員	1級
	研究員	2級	研究補助員	1級
医療職俸給表(二)	薬剤部長	7級	薬剤師	3級以下
医療職俸給表(三)	看護師以外の職名	各級	看護師	2級以下

備考 甲欄に「各級」と定められている場合においては、流用に係る甲欄の職務の級の定数は、乙欄の職務の級のうち、流用に係る甲欄の職務の級以下の職務の級の定数に限り、流用することができる。

異なる俸給表間の流用

俸給表の名称	甲		乙		
	職名	職務の級	俸給表の名称	職名	職務の級
行政職俸給表(一)	各職名	各級	行政職俸給表(二)	技能労務職員	2級以下
	技術職員	2級	医療職俸給表(一)	医師	1級
行政職俸給表(二)	技能労務職員	各級	医療職俸給表(三)	看護師	2級以下
研究職俸給表	各職名	2級以上	行政職俸給表(一)	一般職員	1級
			行政職俸給表(二)	技能労務職員	2級以下
医療職俸給表(一)	医師	1級	行政職俸給表(一)	技術職員	2級以下
医療職俸給表(三)	各職名	各級	行政職俸給表(二)	技能労務職員	2級以下

備考 行政職俸給表(二)の技能労務職員の定数を医療職俸給表(三)の看護師の定数に流用する場合は、看護助手で看護師又は准看護師の免許を取得し、看護師又は准看護師に任用されたものの数の範囲内とする。

別記様式第1（第4条関係）

級別定数流用承認申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

（職 名）

事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第7号）第4条第2項の規定により申請する。

1. 部局名
2. 流用を必要とする職名、俸給表名及び級並びに数
3. 流用しようとする職名、俸給表名及び級並びに数
4. 級別定数の現状
別紙級別定数管理簿（写）のとおり。
5. 流用を必要とする理由

別記様式第2（第5条関係）

暫定定数設定上申書

年 月 日

防衛大臣 殿

（職 名）

事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第7号）第5条第2項の規定により、別紙のとおり上申する。

暫定定数設定調書

別紙

官 職 名			設定を必要とする級	職俸給表() 級						級別定数上の職名		
氏 名			在官在職	年 月								
			民間その他	年 月								
学歴・資格 卒業年次			計	年 月		年 月 日設定希望						
	年 月		在級年数	年 月		官庁における俸給等						
区分	級	総数	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	年 月 日	記載事項
標準定数												
実行定数												
現在員												
改定要求定数												
おもな勤務略歴												
年 月 日		記載事項										
		級別定数現在員数は、年 月 日現在										
備考												

別記様式第3（第6条関係）

級別定数管理簿

別表第	部局名	
職名		俸給表（ ）

標準定数

設定又は改訂年月日	総数	組織名										備考	
		10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		

暫定定数

設定年月日	区分	総数	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	暫定定数設定の 通知文書番号 (日付)	備考

記載上の注意事項

1. この帳簿は、第2条に規定する級別定数の別表ごとに作成する。
2. この帳簿における次の用語は、当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 標準定数 第2条の規定に基づき別表ごとに定める級別定数をいう。
 - (2) 暫定定数 第5条の規定に基づき別表ごとに暫定的に定める級別定数をいう。
 - (3) 実行定数 暫定定数設定後における標準定数の実行上の定数（標準定数が定められていない職名については、暫定定数の和の定数）をいう。
3. この帳簿は、標準定数の増減又は暫定定数の設定、改廃に伴い、その都度的確に整理するものとする。